

# 船橋市児童相談所 基本構想

令和 3 年 7 月

船橋市

## 目 次

1. 基本構想について ······	3
(1) 策定の経緯 ······	3
(2) 趣旨 ······	3
(3) 船橋市総合計画・関連する計画 ······	4
2. 児童相談所とは ······	5
(1) 設置の目的 ······	5
(2) 満たすべき条件 ······	5
(3) 基本的機能 ······	5
3. 現状と課題 ······	6
(1) 家庭児童相談室と県児童相談所の役割 ······	6
(2) 家庭児童相談室の現状 ······	6
①家庭児童相談室の経緯	
②家庭児童相談室の職員体制	
③家庭児童相談室の業務	
④家庭児童相談室における相談件数の推移	
(3) 県市川児童相談所（管轄地域：船橋市、市川市、浦安市、鎌ヶ谷市）の現状 ······	9
①県市川児童相談所の管轄人口	
②県市川児童相談所の職員体制	
③県市川児童相談所の相談件数の推移	
④県市川児童相談所の児童虐待相談件数における船橋市分の推移	
(4) 現状における課題 ······	11
①通告窓口の二元化	
②介入（権限行使）と支援の二元化	
4. 基本方針 ······	13
(1) 市児童相談所が目指す姿 ······	13
(2) 市児童相談所を設置するねらい ······	13
(3) 市児童相談所の機能 ······	13

5.	運営方針	14
(1)	組織体制	14
(2)	児童相談所部門と家庭児童相談室部門の役割分担	14
(3)	児童虐待通告等の受付体制及び支援の流れ	15
(4)	市児童相談所と一時保護所の一体的な運営	15
(5)	一時保護所の定員	15
(6)	一時保護委託	16
(7)	一時保護後の地域における支援体制	16
(8)	療育手帳の交付事務	16
(9)	運営に対する評価	16
(10)	職員配置体制	17
(11)	職員の採用・研修計画	18
(12)	子どもの権利保障のための環境整備	18
6.	施設整備方針	19
(1)	整備地の選定	19
(2)	施設整備の基本的な考え方	20
(3)	整備スケジュール	21
<参考>市児童相談所設置後における市と関係機関のイメージ		22

## 1. 基本構想について

### (1) 策定の経緯

船橋市（以下「市」という。）は、人口64万人に達し、政令指定都市を除くと全国で最も人口規模が大きな市です。

市では、子どもや子育ての悩みに対応する住民に身近な相談窓口として家庭児童相談室※1を設け、千葉県が設置する市川児童相談所※2（以下「県市川児童相談所」という。）と連携し、虐待の未然防止や早期発見、早期対応等に取り組んでいます。

県市川児童相談所は、船橋市・市川市・浦安市・鎌ヶ谷市の4市を管轄（人口約142万人）していますが、平成18年度には2,488件だった相談件数は令和元年度には5,198件と倍増しています。相談件数の約半数は児童虐待相談件数となっており、このうち市の案件は約4割となっています。

市の家庭児童相談室で受ける相談件数についても年々増加傾向にあり、平成18年度は354件だったものが令和元年度には1,556件と約4.4倍になり、このうち児童虐待相談件数については、85件だったものが701件と約8.2倍に大きく増加しています。こうした近年の相談の中でも、特に児童虐待相談の増加に対応するため、市では家庭児童相談室の職員体制の強化を図り、課題を抱える家庭への相談や支援に努めています。

現在市においては、措置を伴わない養護相談や性格行動相談等は家庭児童相談室で対応し、一時保護や措置入所など措置を伴う虐待相談は県市川児童相談所で対応する二元体制となっています。そのため、保護を必要とする子どもに対する支援方針が両機関で異なるケースがあり、迅速な対応に支障をきたす恐れがあります。

児童相談所に係る法改正の流れとしては、平成16年の児童福祉法（以下「法」という。）の改正により、本市を含む全国の中核市が児童相談所を設置することが可能となりました。この改正の背景としては、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施を可能とするため、中核市が児童相談所の設置を図ることが適当とされたものです。

さらに、平成28年及び令和元年の法改正においては、中核市及び特別区による児童相談所の設置を促進するため、児童相談所及び一時保護所の整備等に対する政府の支援措置が明確に規定されました。

市ではこうした状況や経緯を踏まえ、児童相談所の設置について検討を行い、有識者等からの意見聴取や県市川児童相談所への派遣研修等を行うなど、調査・研究に取り組んできましたが、子どもたちの安全で安心な生活を守るとともに、健やかな成長と発達を支援し、複雑化・多様化する現代社会において子育て家庭に寄り添い支えるため、市児童相談所の設置を目指し、基本構想を策定することとしました。

### (2) 趣旨

基本構想は、増加する児童虐待相談を背景に、住民に最も身近な相談窓口として、虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、虐待の初期対応から在宅支援まで、一貫した支援体制の構築に向け、市児童相談所の基本方針や施設整備の基本的な考え方を示すものです。

今後は、本基本構想を基に、基本設計・実施設計、建設工事等を進めています。

---

※1 ※2 6ページ参照

### (3) 船橋市総合計画・関連する計画

市は、平成12年度から令和3年度までを計画期間とした、まちづくりの指針となる、基本構想・基本計画・実施計画からなる船橋市総合計画を策定しています。

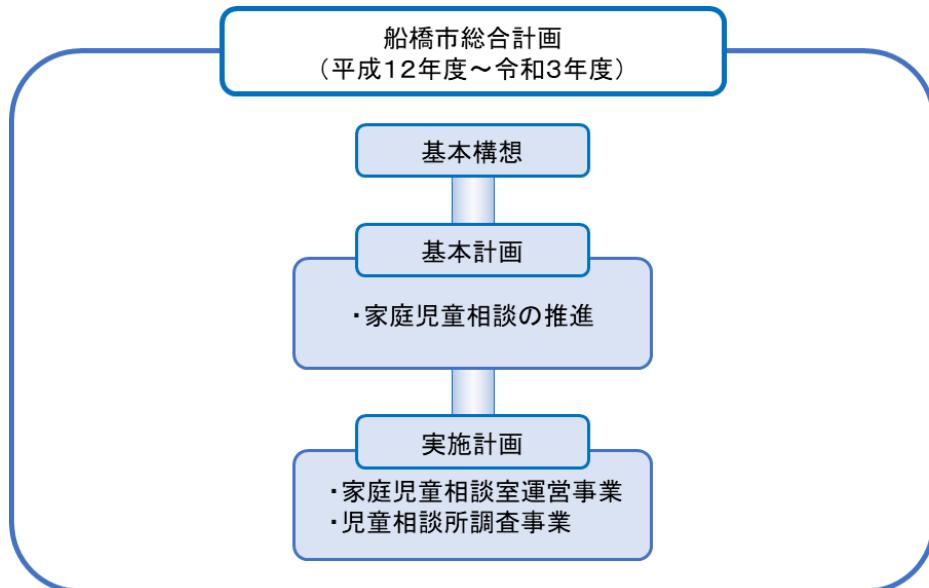
この基本計画（後期：平成24年度～）において、「次代を担う子どもの育成」を基本施策の一つとし、これを推進するための施策として「児童の保護、健全育成」を位置づけ、その主な取り組みの一つとして「家庭児童相談の推進」を掲げています。

基本計画に沿って取り組む事業計画を体系的に示す「実施計画」においては、主要な事業として「家庭児童相談室運営事業」を推進するとともに、平成26年度からは「児童相談所調査事業」を掲げ、市児童相談所の設置に向けて場所の選定や体制のあり方について検討することとし、さらに県市川児童相談所へ職員を計画的に派遣し、児童相談所の運営上の課題等の把握及び必要な専門性の習得を図ってきました。

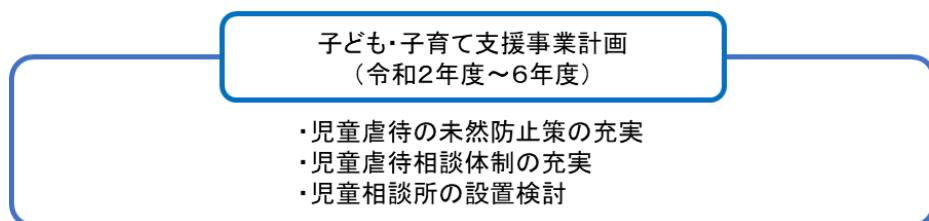
令和4年度を始期とする「第3次船橋市総合計画」においても、児童虐待防止対策の主な取り組みの一つとして、市児童相談所の設置について掲げていくことを検討しています。

また、関連する計画として、地域の子ども・子育て支援の充実に向けた施策を推進する「子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）において、「児童虐待防止対策の充実」を基本施策の一つとして位置付け、主な取り組みとして、「児童虐待の未然防止策の充実」「児童虐待相談体制の充実」とともに、「児童相談所の設置検討」を掲げています。

このように、船橋市総合計画や関連した計画との整合を図りながら市児童相談所の基本構想を策定し、本基本構想を基に、市児童相談所の設置を進めていきます。



※令和4年度を始期とする「第3次船橋市総合計画」においては、児童虐待防止対策の主な取り組みの一つとして、市児童相談所の設置について掲げていくことを検討しています。



## 2. 児童相談所とは

厚生労働省が定める「児童相談所運営指針」による、中核市が設置する児童相談所の概要は以下のとおりです。

### (1) 設置の目的

児童相談所は、関係機関と適切な協働・連携・役割分担を図りながら、子どもや子育てに関する相談に応じます。また、子どもが有する問題や子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行います。

児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に發揮することができるよう援助することを目的とします。

### (2) 満たすべき条件

児童相談所は、この目的を達成するため基本的に次の4つの条件を満たしていることが必要です。

- 子どもの権利擁護を守る明確な意識を持っていること
- 児童家庭福祉に関する高い専門性を有していること
- 地域住民や子どもに係る全ての団体や機関に広く周知される機関であること
- 児童福祉に関する全ての機関、団体、個人との連携が十分に図られていること

### (3) 基本的機能

相談機能	養護相談（養育困難や虐待など）や保健相談（未熟児や疾患など）、障害相談、非行相談、育成相談（家庭内のしつけなど）等、子どもや家庭に関する相談に応じます。相談対応にあたっては、必要に応じて子どもの家庭や地域状況、生活歴、発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定し、援助方針を決め、関係機関等の活用を図りながら、一貫した子どもの援助を行います。
一時保護機能	必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護します。
措置機能	子どもやその保護者を児童相談所やその他の関係機関、関係団体の事業所等に通わせ指導します。また、状況に応じて子どもと保護者を離し、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）や里親への委託、児童福祉施設等への入所や委託を行います。

### 3. 現状と課題

#### (1) 家庭児童相談室と県児童相談所の役割

##### ○家庭児童相談室

子どもや子育ての悩みに対応する住民に身近な相談窓口として、児童虐待の未然防止・早期発見や家庭における子育て支援等を行います。特に、子どもと家庭を分離せず、家庭における子育てを支援することで解決すると考えられる場合には、必要な関係機関との連携の下で相談対応や支援を行います。

##### ○県児童相談所

養育困難・養護相談等の養護相談や、未熟児・疾病などの保健相談といった専門的相談や市の子育て支援を拒否しているケースの対応、児童虐待への対応・指導、状況に応じて介入（子どもを家庭から離して一時的に保護する措置などの権限行使）を視野に入れたケースワーク、市の後方支援等を行います。

#### (2) 家庭児童相談室の現状

##### ①家庭児童相談室の経緯

市ではこれまで子どもに関する相談・支援を行ってきましたが、家庭における適正な子どもの養育をはじめとするその他児童家庭福祉の向上を図るため、平成14年4月に家庭児童相談室を設置し、養育の技術や、子どもに係る家庭の人間関係、その他児童家庭福祉に関する相談・支援を行う体制を整備しました。

平成16年の法改正により、市町村は児童に関する一義的な相談支援機関と位置付けられ、子育て支援事業等の活用により対応可能と判断される比較的軽微なケースへの対応や、重篤なケースで専門的な対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等の役割を担うこととされました。

これにより、家庭児童相談室が児童虐待の一義的な通告窓口となり、相談対応や児童虐待の未然防止・早期発見に努めてきました。

平成19年4月には、要保護児童の保護や特に支援が必要と思われる児童や妊婦への支援の他、DV被害者への保護などが適切に行われるよう、関係機関の相互連携と協力を図ることを目的とした「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会」を設置し、家庭児童相談室がこの協議会に係る関係機関の調整機能を担うこととしました。

また、平成28年の法改正においては、市町村による児童虐待の発生予防や児童虐待発生時の迅速・的確な対応などが明確化されました。さらに、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を担う拠点の整備に努めなければならないと規定されました。

市では、かねてより家庭児童相談室において子どもとその家庭等に対する相談等に対応し、継続的な支援を行ってきていたことから、この法改正を受けて、平成29年4月に家庭児童相談室を「子ども家庭総合支援拠点」※1と位置付けることとしました。

---

※1 7ページ参照

## ②家庭児童相談室の職員体制

増加する相談件数や相談内容の複雑化・多様化に対応するため、年々、職員を増員するとともに、県児童相談所所長等の経験をもつ県のOB職員を家庭児童相談スーパーバイザーとして配置し、迅速かつ的確な支援体制を構築しています。

職員数：33人（令和2年4月1日時点）

(常勤職員) 19人	(会計年度任用職員) 14人
所長（保健師） 1人	家庭児童相談スーパーバイザー 3人
社会福祉士 6人	家庭相談員 9人
保健師 7人	事務員 2人
心理士 4人	
教員 1人	

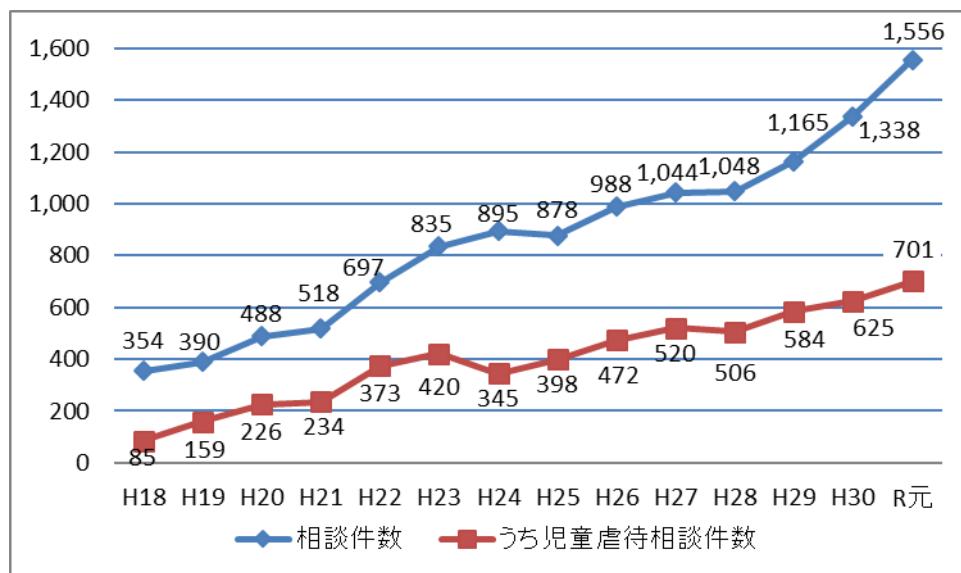
## ③家庭児童相談室の業務

家庭児童相談室では、主にこれら6つの業務を行っています。

<b>相談・支援事業</b>	家庭における子どもの養育や虐待に関する相談に応じ、必要な支援を行うとともに、児童虐待通告に関しては必要な調査、安全確認、支援の経過確認等のモニタリング等を行います。
<b>啓発事業</b>	子ども本人からの相談を促すための相談カードや児童虐待通告を促すためのポスターの作成・配布（掲示）、各種イベント会場における啓発活動等を行います。
<b>養育支援訪問事業</b>	子育てに不安を抱える家庭等で養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育支援訪問員を派遣し、専門的相談支援又は家事援助を行います。
<b>親支援のための子育て講座</b>	親自身がストレスマネジメントや、効果的なしつけ方を学ぶことによって、子どもとの関係改善につなげ、虐待の防止を図る講座を実施します。
<b>要保護児童及びDV対策地域協議会調整業務</b>	要保護児童及びDV対策地域協議会による、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議等を開催することにより、関係機関のネットワークを構築し、要保護児童等への適切な保護や支援につなげます。
<b>子ども家庭総合支援拠点</b>	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般に対応するとともに、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行います。

#### ④家庭児童相談室における相談件数の推移

家庭児童相談室における相談件数は増加傾向にあり、児童虐待相談件数が占める割合は、約5割となっています。



### (3) 県市川児童相談所（管轄地域：船橋市、市川市、浦安市、鎌ヶ谷市）の現状

千葉県には県が設置する児童相談所が6か所、政令指定都市である千葉市が設置する児童相談所が1か所あります。それぞれの児童相談所が管轄するエリアの人口は、県中央児童相談所の管内人口が約138万人、県市川児童相談所が約142万人、県柏児童相談所が約141万人であり、県内の他児童相談所（県銚子児童相談所約27万人、県東上総児童相談所約42万人、県君津児童相談所約45万人、千葉市児童相談所約97万人）と比べると多く、中央・市川・柏の3児童相談所で千葉県内全人口の3分の2と大きな割合を占めています。

県市川児童相談所では、船橋市・市川市・浦安市・鎌ヶ谷市の4市を管轄していますが、このエリアを担う職員体制は148人（令和2年4月1日時点）となっています。

県市川児童相談所における相談件数は平成18年度に2,488件でしたが、令和元年度には5,198件と増加傾向にあり、そのうち児童虐待相談件数が占める割合は、平成18年度は約1割、令和元年度には約4割と、全体の相談の中で虐待に関するものが増えています。

また、児童虐待相談件数のうち、船橋市分が占める割合は約4割となっています。

#### ①県市川児童相談所の管轄人口

1,416,808人（令和2年4月1日時点）

船橋市	市川市	浦安市	鎌ヶ谷市
643,971人	491,821人	170,978人	110,038人

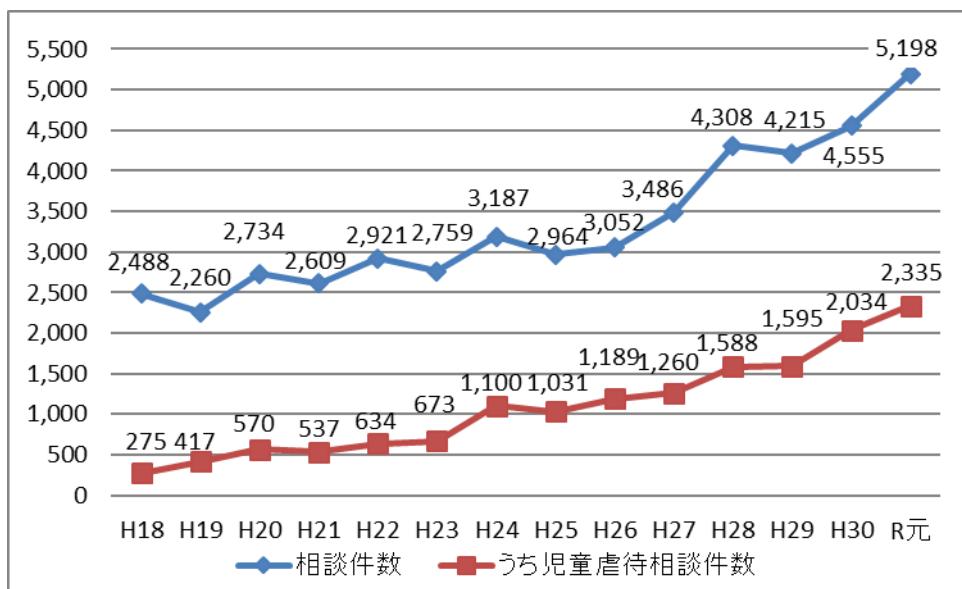
#### ②県市川児童相談所の職員体制

職員数：148人（令和2年4月1日時点）

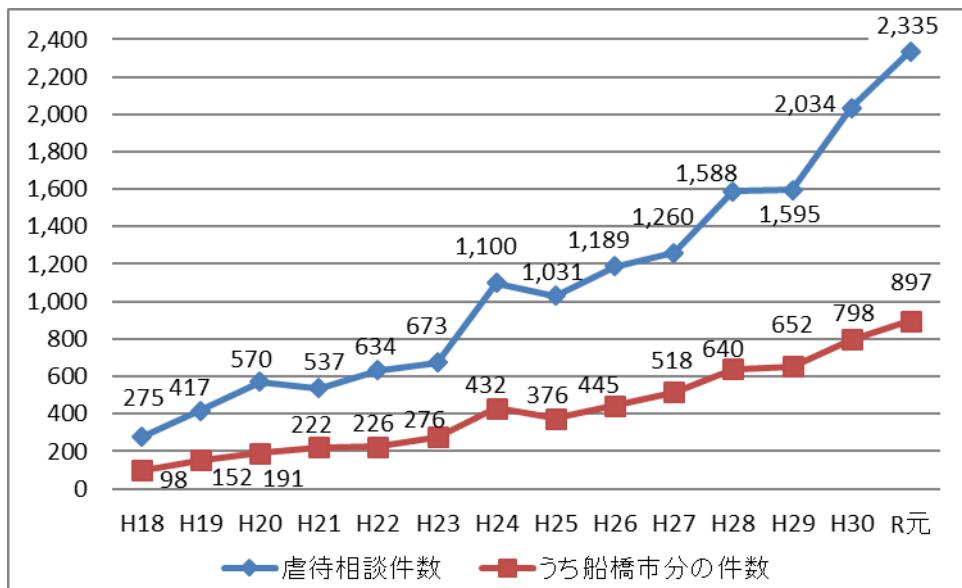
【常勤職員】合計：111人	【会計年度任用職員等】合計：37人
所長 1人	
次長 1人	
主席児童福祉司兼次長 1人	
庶務課（計：5人）	
課長 1人	
事務職 4人	
相談課（計：8人）	相談課（計：5人）
課長 1人	児童虐待対策対応（警察OB） 1人
児童福祉司 2人	児童安全確認協力員 3人
児童相談員 4人	電話相談員 1人
警察官 1人	
調査課（計：39人）	調査課（計：5人）
課長 1人	児童虐待対応協力員 3人
児童福祉司 38人	弁護士 2人
診断指導課（計：24人）	診断指導課（計：7人）
課長 1人	児童心理司 1人
児童心理司 23人	看護師 1人
	医師（小児科・精神科） 5人

一時保護課（計：21人）	一時保護課（計：19人）
課長 1人	児童心理司 1人
保育士 12人	学習指導協力員 1人
児童指導員 8人	生活指導員（児童指導員） 1人
	生活指導員（夜間指導員） 13人
	歯科医師 3人
支援課（計：11人）	支援課（計：1人）
課長 1人	里親対応相談員 1人
児童福祉司 5人	
児童心理司 3人	
保健師 2人	

### ③県市川児童相談所の相談件数の推移



### ④県市川児童相談所の児童虐待相談件数における船橋市分の推移



#### (4) 現状における課題

児童相談所の相談件数は年々増加していますが、家庭児童相談室においても、相談件数が増加傾向であることに加え、相談内容も複雑化・多様化してきており、支援期間が長期化しているケースも増えてきています。また、近年子どもを巡る悲惨な事件が発生しており、より適切な判断、より良い支援が求められていることから、職員の体制の強化や、様々な関係機関との密接な連携が必要です。

現在、家庭児童相談室は、相談対応や児童虐待の未然防止、早期発見に努めています。そして、子どもと家庭を分離せず、家庭における子育てを支援することで解決されると考えられる場合には、市が必要な関係機関との連携の下で相談や支援を展開しています。一方で、県の権限行使を視野に入れたケースワークが必要な場合には、市は速やかに県へ送致する必要があります。県の児童相談所は、専門的な知識及び技術を必要とするケースへの対応や、市町村の後方支援等を行うとされています。

このため、市と県が行う児童相談への取り組みについては、役割を分担して行う二層構造により対応する仕組みとなっていますが、このような二層構造によって、次のような課題が生じています。

##### ①通告窓口の二元化

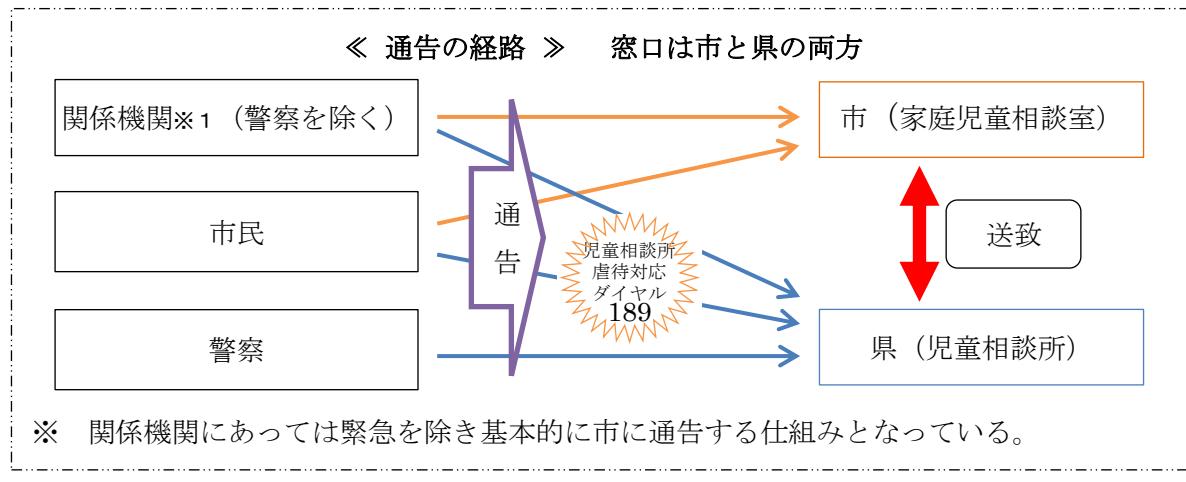
市と県は虐待リスクの重さや求められる専門性により役割を分担し、その上でそれぞれが通告・相談窓口を設けています。

しかしながら、県に軽微な相談が寄せられることがあり、この様な事態が多発すると、より専門性や即時性が求められるケースに対応しきれない恐れがあります。

また、市に緊急性が高い虐待ケースについて通告されることがあります、県へ送致しなければならないケースの場合、迅速な対応が困難です。

このような通告には、初期段階でいずれの機関が対応することが望ましいのか判断が難しいものもあり、対応に時間を要する事態が生じています。

※通告窓口のイメージ



※1 22ページの「要保護児童及びDV対策地域協議会」の関係機関を参照

## ②介入（権限行使）と支援の二元化

市は様々な子育て支援サービスを実施しており、家庭児童相談室による相談・支援に加え、関係部署と連携してきめ細やかな在宅支援を行うことが可能です。

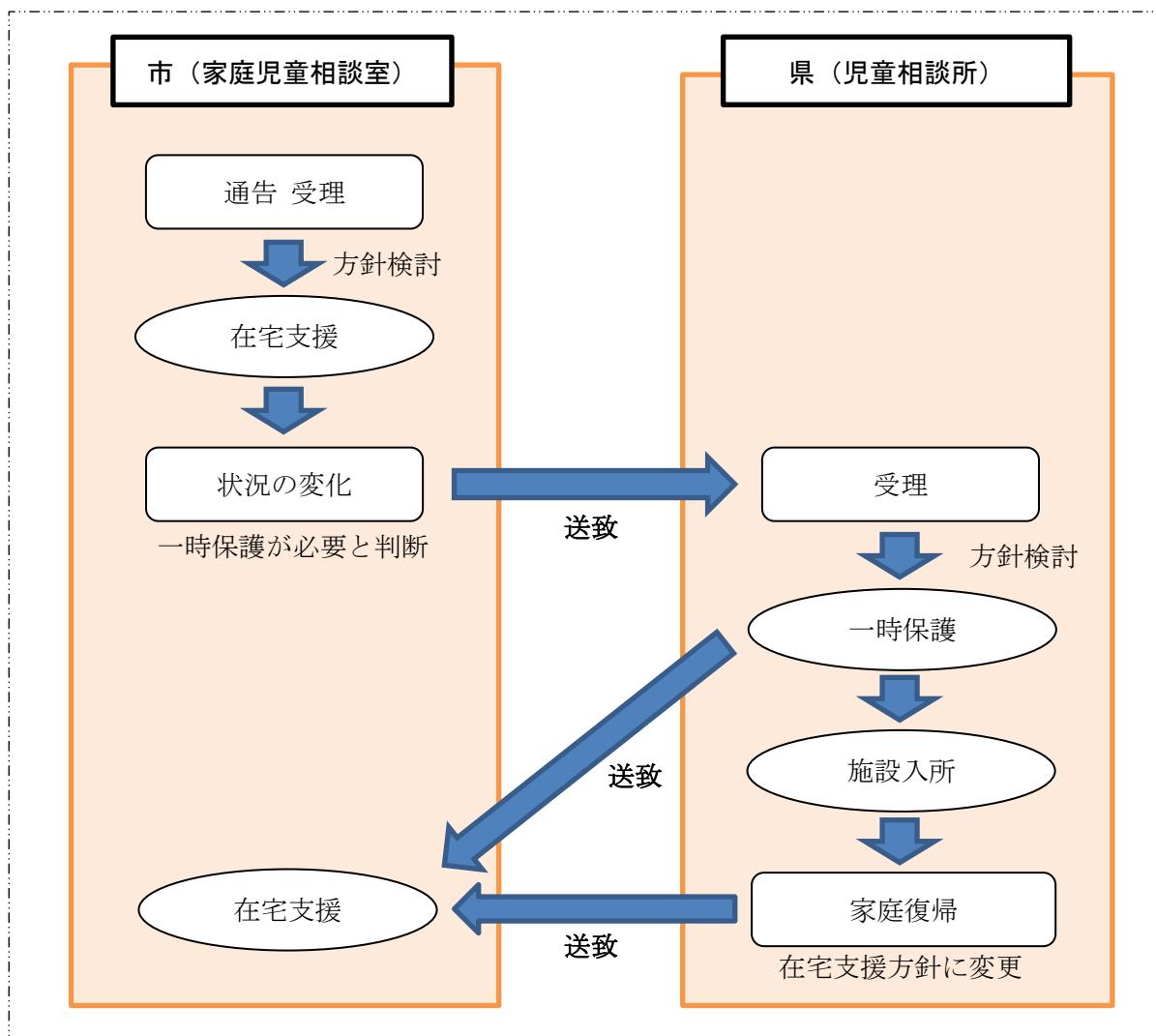
このため、県が担当するケースにおいて、在宅での支援を行う方針に変わることがあります。その際には家庭環境を改善するためのきめ細やかな支援が可能な市にケースが送致されることがあります。

一方、市には、必要に応じて子どもを家庭から離して一時的に保護する権限が与えられています。

このため、市が担当するケースにおいて、家庭環境の変化等により子どもへの虐待リスクが高まり、一時保護が必要と判断した場合、県へ送致することになり、一貫した支援が行えない恐れがあります。また、両機関で緊急性の認識や支援方針が異なることもあります。

これらのことから、一元的な対応が困難な事態が生じています。

※送致が必要となる場合のイメージ



一元的な対応が困難

#### 4. 基本方針

現状と課題を踏まえ、市が設置する児童相談所の基本方針を以下のように定めます。

##### (1) 市児童相談所が目指す姿

平成28年の法改正において、児童の権利に関する条約の精神に則り、「全て国民は児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める」という理念が新たに規定されました。

市はこの理念に基づいて、子どもたちの安全で安心な生活を守るために児童相談所を設置し、健やかな成長と発達を支援します。

また、子どもは家庭において育まれ、地域の助けを得て成長します。市児童相談所は、子どもの養育を担う家庭に寄り添い支えるとともに、地域の関係機関と連携して、子どもの養育の支援に取り組んでいきます。

こうした考えに基づき、市児童相談所が目指す姿を次のように定めます。

**船橋の全ての子どもの安全で安心な生活を守り、  
健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点**

##### (2) 市児童相談所を設置するねらい

迅速性と機動性の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・県への送致という段階を踏まずに、迅速な介入や権限行使を行います。</li><li>・市ののみを管轄することにより、機動的な支援や介入を行います。</li></ul>
家庭児童相談情報の一元管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内の子どもの家庭児童相談情報を一元的に管理し、漏れなく把握することで、適切な介入や権限行使を行います。</li></ul>
切れ目のない一貫した支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・虐待の未然防止から初期対応、一時保護等の措置、在宅支援までを切れ目なく一貫して行います。</li></ul>
きめ細やかな継続した支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・市が実施する様々な子育て支援サービスの提供により、子どもや家庭の状況に応じたきめ細やかな相談・支援を行うとともに、関係機関と連携を取り、一貫した在宅支援を行います。</li></ul>

##### (3) 市児童相談所の機能

現状における課題に対応するため、現在、船橋市保健福祉センターに設置している家庭児童相談室を移転し、市児童相談所がその機能を有することで、子どもや子育てに関する問題に一元的に対応します。

**児童相談所機能**（相談機能・一時保護機能・措置機能）

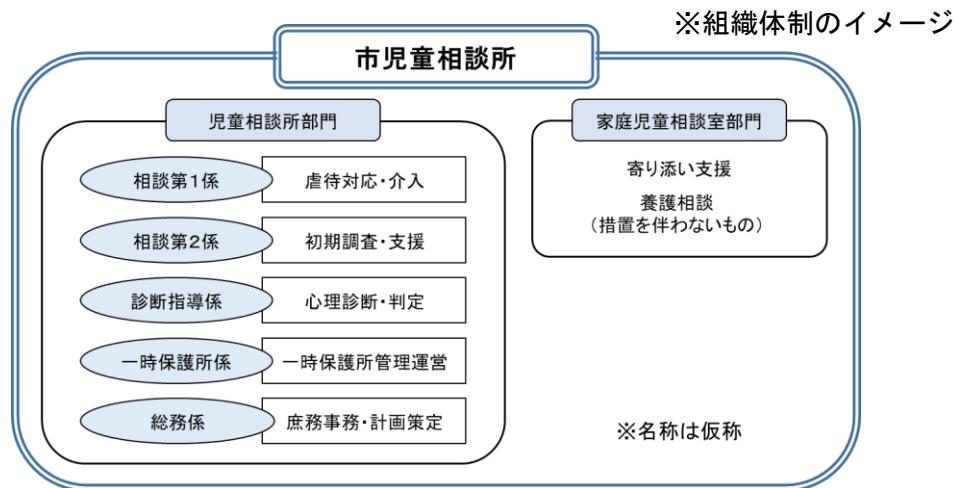
**家庭児童相談室機能**（子ども家庭総合支援拠点機能・要保護児童及びDV対策地域協議会調整機能）

## 5. 運営方針

## (1) 組織体制

市児童相談所の組織体制は以下のように想定しており、児童相談所部門・家庭児童相談室部門それぞれが柔軟に連携可能な体制を構築します。

また、児童相談所部門が対応する虐待ケースについては、一時保護等の介入を行う係と、子どもや保護者へ支援を行う係の二つに分けますが、ケースに応じて一体的な対応を行うものとし、迅速な介入と丁寧な支援を両立する体制を構築します。

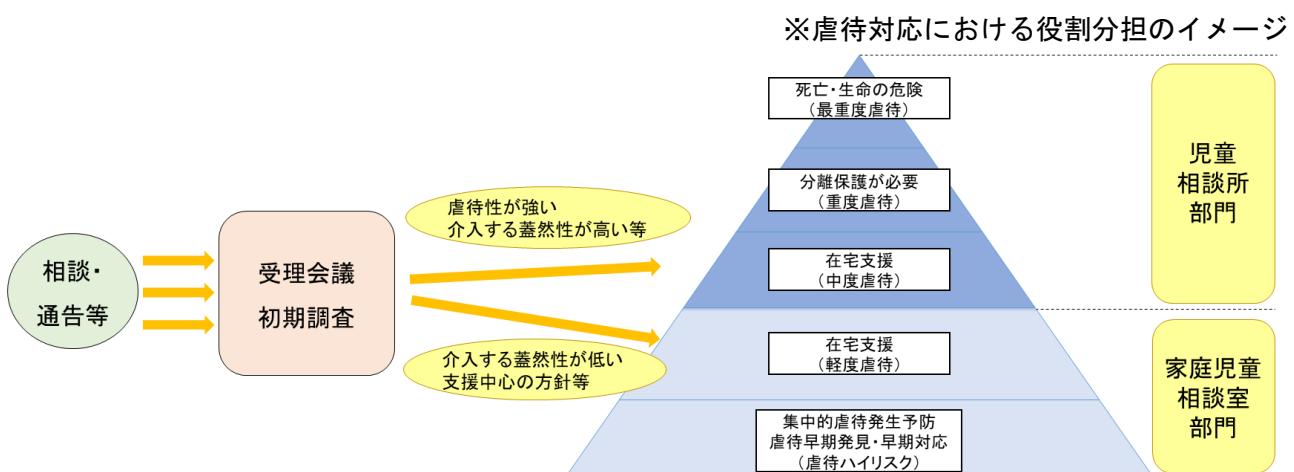


## (2) 児童相談所部門と家庭児童相談室部門の役割分担

児童相談所部門では、全ての虐待相談を受理し、対応・支援を行います。また、虐待相談に限らず、一時保護や措置入所、里親委託等の権限行使を伴うケースや、特に専門的知識・技術が必要なケースを担当します。

家庭児童相談室部門では、児童相談所部門で受理した虐待ケースで、対応・支援の結果、一時保護等の権限行使が必要なく、保護者に寄り添った支援が相当であると判断されたケースを児童相談所部門から引き継いで担当します。また、措置を伴わない養護相談や性格行動相談、虐待の未然防止の推進等について対応します。

なお、家庭児童相談室部門で対応・支援を進める中で、状況が変わっていくケース等については、逐一情報を共有し、共通の方針に基づき対応するほか、一時保護等の権限行使や専門的知識・技術が必要となった場合は、速やかに児童相談所部門にケースを引き継ぎます。



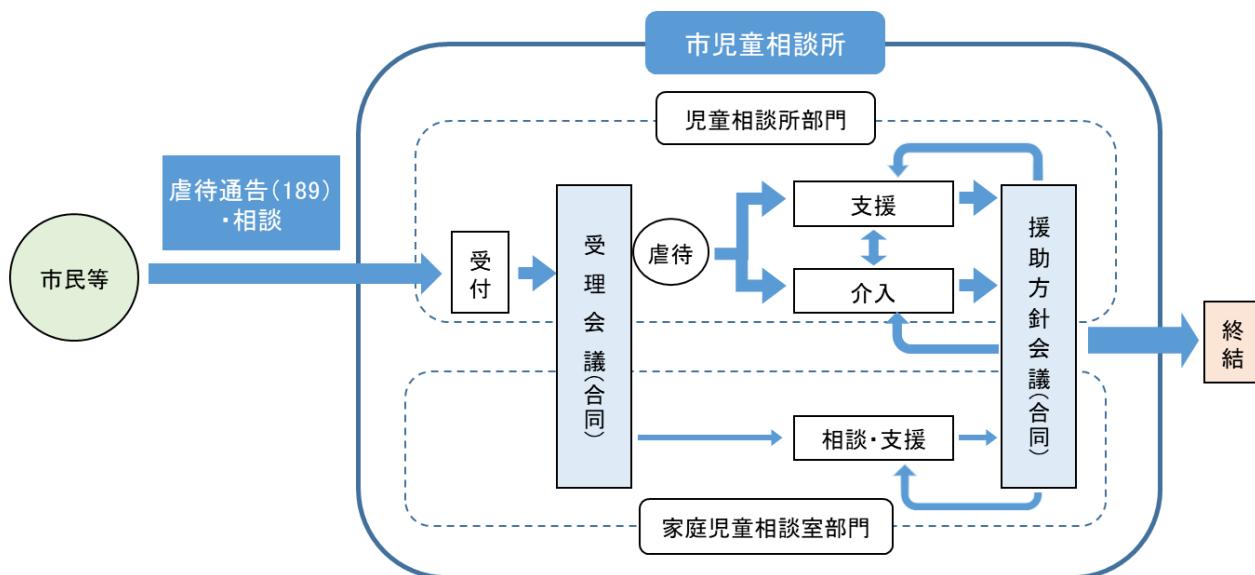
### (3) 児童虐待通告等の受付体制及び支援の流れ

現在の市内の児童虐待通告等は、家庭児童相談室と県市川児童相談所の2か所で受ける体制となっていますが、市児童相談所設置後は一本化を図り、児童相談所部門で受け付けます。

なお、児童虐待通告ではなく、友達と遊べない、落ち着きがないといった性格行動相談等であっても、虐待の恐れを見落とすことなく、必ず両部門合同の受理会議を行います。そのうえで、虐待又は虐待の恐れがあるケースにあっては、まずは児童相談所部門で調査等を行う体制とします。

また、支援の流れとしては、受理会議の結果に応じて、主担当となった部門が中心になって対応していきます。さらに、定期的に実施する両部門合同の援助方針会議の中で支援効果や関係機関の情報を共有し、アセスメントや支援方針の見直しを図ります。その結果を受け、引き続き同部門が支援を行うかどうかも含めて方針の再確認を行います。

※児童虐待通告等の受付体制及び支援の流れのイメージ



※なお、里親制度や特別養子縁組制度、子育てに関する講座の問い合わせ等は、直接各部門で対応します。

### (4) 市児童相談所と一時保護所の一体的な運営

市児童相談所に一時保護所を併設することで、市児童相談所で業務を行う児童福祉司や児童心理司、医師等が、一時保護所に入所する子どもの面談や診断等も併せて行うことができるよう、一体的な運営を行います。

### (5) 一時保護所の定員

一時保護所は、必要に応じて迅速に子どもを保護できるよう、必要十分な大きさを確保する必要があります。市が整備する一時保護所の定員設定に当たっては、県市川児童相談所の一時保護所に入所する船橋市在住の子どもの最大数や、市の今後の人口推計等を加味した上で設定します。

#### (6) 一時保護委託

一時保護を行った子どもやその家庭状況によっては、一時保護所に入所させることが適当でない場合があります。そのような子どもについては、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設や医療機関等に一時保護の委託を行います。

#### (7) 一時保護後の地域における支援体制

一時保護の解除後に家庭へ復帰する場合は、地域における支援体制が重要です。家庭復帰が適さない子どもについては、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置を取ることとなります。一時保護所の入所期間が長期にならないことも必要であり、これらの体制整備を推進することが重要です。

里親やファミリーホームについては、登録者や事業者を増やしていくための周知・啓発を行うとともに、里親の掘り起こしや研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援などを行っていきます。

児童養護施設については市内に1か所設置されており、乳児院や障害児入所施設等については市内に設置されていません。これらは市域を超えた広域的な対応が必要となることから、県と協議をしていきます。

#### (8) 療育手帳の交付事務

現状における市の療育手帳交付の流れについては、市障害福祉課で申請を受け、県市川児童相談所による判定を通じて千葉県知事が手帳を発行し、市障害福祉課で交付しています。

市が児童相談所を設置することにより、市児童相談所が判定を行い、船橋市長が手帳を発行することが可能となりますので、申請受付及び交付については、手帳取得に伴う各種サービスの案内等を行うため、これまでどおり市障害福祉課が行い、判定については、専門性を有する児童心理司を多く配置する市児童相談所が行うことを見定しています。

#### (9) 運営に対する評価

令和2年の法改正により、児童相談所はその業務の質の評価を行うことや、必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならないことが新たに定められました。

児童相談所は強力な権限を行使することになるため、総合的なアセスメントに基づく適正な判断が求められます。また、一時保護所においては、子どもの安全確保策として外部からのアクセスを制限するため、閉鎖的な空間となる傾向があります。そのため、子どもの権利擁護等に配慮しなければなりません。

市が設置する児童相談所では、その業務全般において、定期的に評価を行うことや評価に基づく運営の改善を図るなど、適切な仕組みを構築します。

## (10) 職員配置体制

市児童相談所における職員については、法や児童相談所運営指針等を参照し、必要な配置を行います。

主な職種の配置基準や方針については、次のように想定しています。

(令和3年4月1日現在で公布されている法令等に基づく想定です。)

### 《児童相談所部門》

児童福祉司	管轄区域（市）の人口3万人に1人配置することを基本とし、人口1人当たりの児童虐待相談件数が全国平均より多い場合は上乗せします。 この他、里親養育支援児童福祉司を配置します。 児童福祉司の中には、スーパーバイザー（児童福祉司及びその他相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育にあたる児童福祉司）を含みます。
児童心理司	児童福祉司2人につき1人配置します。 児童心理司の中には、スーパーバイザー（児童心理司及び心理療法担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育にあたる児童心理司）を含みます。
保健師	1人以上配置します。
医師※	精神科医、小児科医について必要な人数を配置します。
弁護士※	必要な人数を配置します。
保育士又は児童指導員	一時保護所の定員に応じて必要な人数を配置します。
その他	一時保護所対応協力員、夜間休日対応職員、警察官等、必要に応じて職員を配置します。

※医師及び弁護士については特に人員確保が課題となることが想定されるため、配置形態等については、必要に応じて関係機関や団体等と協議し、実情にあった人員を確保します。

### 《家庭児童相談室部門》

子ども家庭支援員、虐待対応専門員等、必要に応じて職員を配置します。

## (11) 職員の採用・研修計画

市児童相談所の設置に伴い、新たに必要となる職員数が多いことから、計画的に採用することで、必要な職員数を早期に確保します。また、平成27年度からは、県児童相談所への派遣研修を行っており、実務経験を積むことで、市児童相談所開設時から一定の質を確保し、安定した運営が可能となる体制を構築します。

さらに、県から派遣を受けるなど、児童相談所の実務に精通した職員を確保できるよう、県と協議していきます。

## (12) 子どもの権利保障のための環境整備

児童相談所における子どもや保護者への相談援助活動の実施にあたっては、常に子どもの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）が保障されているかを確認しながら遂行することが求められています。

援助方針の策定にあたっては、当事者である子どもの意向を尊重し、子どもの最善の利益の確保に努める必要があります。

特に一時保護の決定時、一時保護中、一時保護の解除後や施設入所措置、里親委託をする際に、子ども自身が意見や希望を表明できる権利を保障する仕組みの構築を目指します。

また、一時保護所は子どもにとって慣れない環境であるため、子どもが安心感を持てるような職員の関わり方や規則正しい生活の組み立て、子どもの状況に応じたスペースの確保等に配慮します。

教育を受ける権利について、一時保護所で生活する子どものうち所属校への通学が可能な子どもは、引き続き通学できるよう検討しますが、虐待等を理由に保護しなければならない子どもについては、所属校への通学は困難であることが想定されます。このため、一時保護所に学習室を整備し、専門的知識と経験を有する教員等の配置により、十分な教育を受けられる環境の整備に努めます。

また、様々な学年の子どもが入所することに加え、不十分な養育環境により基礎学力が定着していない子どもにも配慮が必要なことから、ＩＣＴ機器の導入や学校・民間団体等との連携による個別的な学習指導が受けられる体制づくりに努めます。

## 6. 施設整備方針

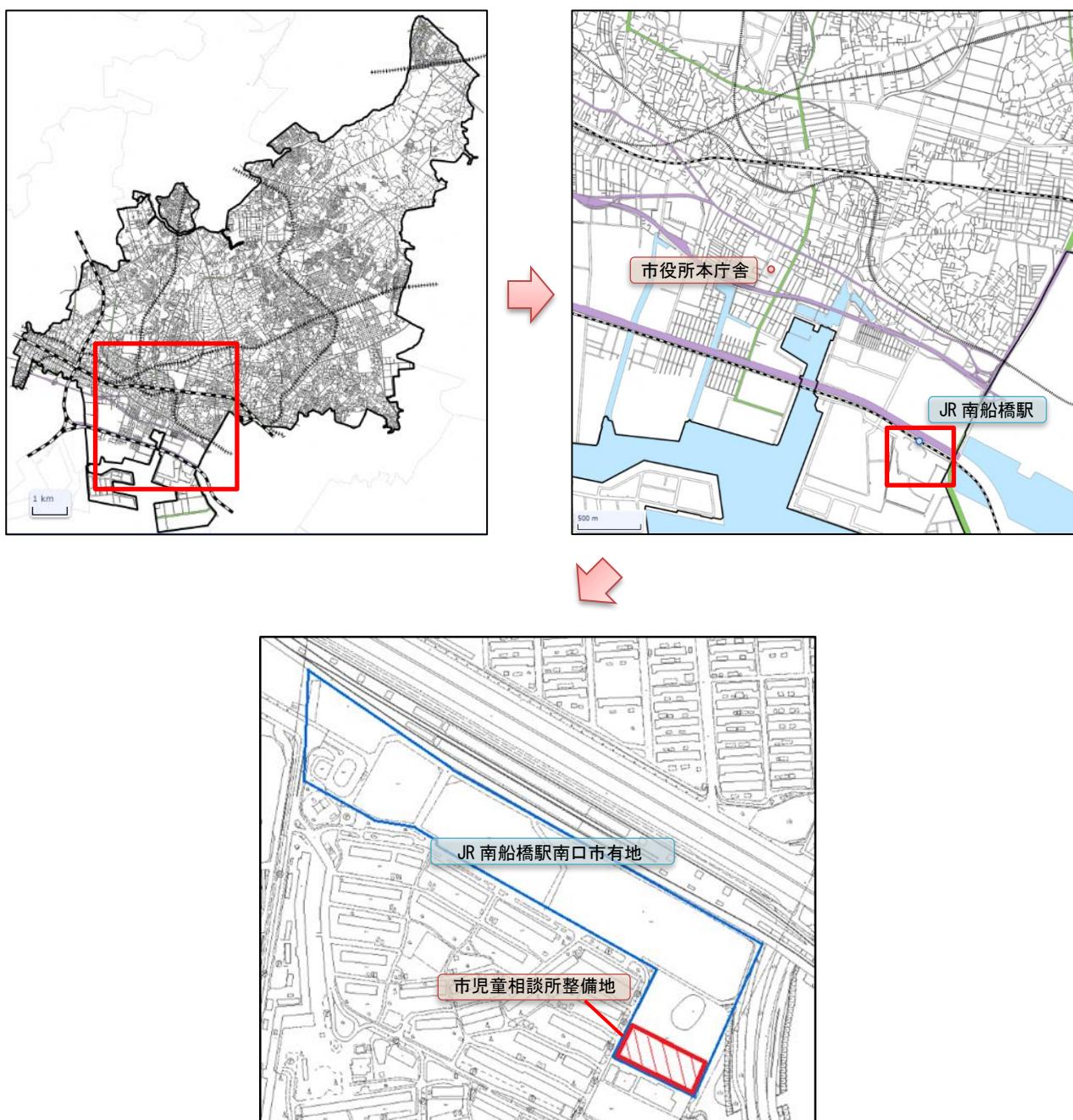
### (1) 整備地の選定

これまでの市児童相談所の設置に係る検討の中で、適地となる場所を調査・検討した結果、JR南船橋駅南口にある市が保有する土地の一部（3,000m<sup>2</sup>程度）を、市児童相談所の整備地として選定しました。

当該地は市役所本庁舎からも比較的近く、関係する部署と連携が取りやすい立地です。

なお、当該地における津波や内水、液状化等については、今後、施設の基本設計等において、管理運営に支障をきたすことがないよう対策を講じます。

・市児童相談所整備地 位置図



## (2) 施設整備の基本的な考え方

<b>安心な施設</b>	児童相談所部門、一時保護所、家庭児童相談室部門は、それぞれが異なる役割を持ち、施設の利用者は、虐待が疑われる子どもとその保護者、一時保護した子ども、養育の不安を相談したい保護者など、様々です。そのため、保護されている子どもと、相談に訪れる方の動線を交差させずに独立させるなど、誰もが安心して利用できるような施設を目指します。
<b>安全な施設</b>	一時保護所は、心理面で傷ついた子どもが多く生活することが想定され、他の自治体において自傷・飛び降り等の事故が発生していることを踏まえ、可能な限り低い階層とし、吹き抜けを避けるなどの建物構造とします。また、一時保護に納得していない保護者による連れ戻しや、外部から子どもの様子を覗かれることがないような建物構造とします。
<b>様々な状況に配慮した居室</b>	厚生労働省の児童相談所運営指針に示されているとおり、虐待等を受けた子どもは個別的なケアが必要となります。このため、一時保護所の居室については、学齢児以上には個室を設けるなど、プライバシーの確保に努めます。また、個室が望ましくない子どもや非行児、感染症罹患児、家庭復帰に向けた訓練を行う親子等、個々の状況に応じて利用できる居室も設けます。
<b>運動スペースの確保</b>	保護者による連れ戻しが懸念される場合は、子どもを一時保護所から外出させることが難しくなります。そのような子どもについても自由に体を動かすことができるよう、安全性に配慮した運動スペースを屋内外に確保します。
<b>プライバシーと安全性との両立</b>	共同生活における子どものプライバシーを確保するため、個室を基本としますが、安全性が損なわれることがないよう十分に配慮します。
<b>地域との良好な関係</b>	周辺環境に配慮した外観とすることや屋外活動時の騒音対策を行うことなどで、地域との良好な関係を築きます。
<b>職員の執務環境</b>	職員が迅速・柔軟に連携していくため、児童相談所部門、一時保護所、家庭児童相談室部門を一体的に整備し、機能的な動線とします。また、ＩＣＴ機器の導入等により、職員の負担を最小限に抑え、適切な支援を行えるような執務環境を整えます。

### (3) 整備スケジュール

開設までの設計及び建設工事に係る期間は以下のとおり想定しています。



<参考>市児童相談所設置後における市と関係機関のイメージ

